

議案第76号

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例について

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年12月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

病児および病後児の保育の利用者の対象学年の引上げ、および利用者が通う対象施設の追加を行うため、この案を提出するものである。

米原市地域包括医療福祉センター条例の一部を改正する条例

米原市地域包括医療福祉センター条例（平成26年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3学年」を「6学年」に改め、同条第1号中「在勤する者で」の次に「、かつ、」を、「認定こども園」の次に「、家庭的保育事業等を行う事業所」を加え、「通うもの」を「通う者」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

米原市地域包括医療福祉センター条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(病児および病後児の保育の利用者の範囲)</p> <p>第5条 病児および病後児の保育を利用することができる者は、生後6か月から小学校<u>6学年</u>までの児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者または保護者が市内に在勤する者で、<u>かつ、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所または小学校に通う者</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(病児および病後児の保育の利用者の範囲)</p> <p>第5条 病児および病後児の保育を利用することができる者は、生後6か月から小学校<u>3学年</u>までの児童で、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者または保護者が市内に在勤する者で保育所、幼稚園、認定こども園または小学校に<u>通うもの</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病児および病後児の保育の利用者の対象学年を引き上げることに伴う改正 ・病児および病後児の保育の利用者が通う対象施設を追加することに伴う改正および文言整理